

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行情）諮問第68号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第119号）

事件名：「H27年度 教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている文書」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年度 教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書を本件対象文書として特定し、また、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月18日付け27受文科初第4379号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「平成27年度 教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている文書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、どのような文書を求めているのか特定できなかったため、法9条2項の規定に基づき、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の特定について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、請求書の記載から、開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることが条件である。本件においては、当該開示請求書に

開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載が足りないと判断した。この点、同日受付の他の請求内容から、「平成27年度 特定市教育委員会から提出された、いじめの事例が記載されている事件等報告書」を想定されているのではないかと推察した。

そのため、文部科学省としては、可能な限り、請求の趣旨に沿った形で、提供できる資料は、提供したいと考え、相当な期間を定めて補正を依頼したものの、回答を頂けなかった。よって、当方の推察が正しいものか分からないこと、上記記載のとおり、同日付けの他の請求と同じ文書を本請求によってまで行われているとは考えにくいことから、どのような文書を求めているのか判断できないため原処分を行ったところである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月21日 審議
- ④ 同年6月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求書に行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないとして、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正依頼に対する回答が得られなかったことから、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、求補正の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「平成27年度 教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている文書」（本件対象文書）についてなされたものであるところ、「教育委員会から提出されたいじめの事例」の意味が曖昧であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったが、審査請求人からの別件の開示請求の内容を踏まえて、審

査請求人に対し、「平成27年度 特定市教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている事件等報告書」を例示した上で、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、本件対象文書の特定ができなかったものである。

イ なお、審査請求人に例示した事件等報告書は、特定市教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている児童生徒の事件等報告書である。児童生徒の事件等報告書は、特定市教育委員会に限らず、各教育委員会から児童生徒の自殺や重大な犯罪など児童生徒の重大事件等が発生した場合ごとに提出されているものであり、いじめを原因とした自殺についても、報告の対象となる。

(2) 文書の特定ができないと判断した原処分 of 妥当性について

ア 当審査会において、本件開示請求書の記載内容を確認したところ、本件対象文書は、平成27年度に教育委員会から提出されたいじめの事例が記載された何らかの文書であると認められる。

イ そこで、諮問書に添付された補正依頼文書を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、「平成27年度 特定市教育委員会から提出されたいじめの事例が記載されている事件等報告書」を例示した上で、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求め、審査請求人から回答がなされなかったことが認められる。

ウ 上記(1)イの諮問庁の説明によると、審査請求人に例示した事件等報告書は、児童生徒の事件等報告書のことであり、当該報告書は、いじめを原因とした自殺についても、報告の対象になるとのことである。

エ そうすると、少なくとも、本件対象文書として、「平成27年度に教育委員会から提出された児童生徒の事件等報告書のうちいじめの事例が記載されている報告書」を特定することは可能であったと認められることから、開示を求める文書が補正されなかったことをもって、文書の特定ができないとして、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは不適切であったといわざるを得ず、また、この外、調査の上、更に該当する文書があれば、本件対象文書として特定すべきである。

(3) したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分を取り消し、別紙に掲げる文書を特定するとともに、この外、調査の上、更に該当する文書があれば、本件対象文書として特定し、改めて開示決定等すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書が本件対象文書に該当すると認められるので、これを特定し、また、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

平成27年度に教育委員会から提出された児童生徒の事件等報告書のうち
じめの事例が記載されている報告書